

防火対象物の利用者等の安全・安心のために

平成 30 年 7 月 1 日から

**違反対象物の公表制度が始まりました！**

◆違反対象物の公表制度とは、重大な消防法令違反のある

防火対象物を伊佐湧水消防組合ホームページ等で公表する制度です。

**※違反対象物一覧表で確認できます。**



|       |   |
|-------|---|
| 公表の対象 | ・飲食店や物品販売店などの特定防火対象物で、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の設置義務があるもので、それらの設備が設置されていないもの |
| 公表の内容 | ・防火対象物の名称<br>・違反の内容（違反事項、根拠法令、違反の部分など）<br>・その他消防長が必要と認める事項（公表日など）             |
| 公表の方法 | ・インターネットによる公開<br>・消防署及び分遣所での閲覧  |

※関係法令：伊佐湧水消防組合火災予防条例第 47 条の 2

◆防火対象物の関係者の方々へ

公表の対象となる違反対象物は、増改築や用途変更により設置しなければならない消防設備が設置されていないことで発生しています。

このような変更等を検討されている場合は、事前に消防署に相談してください。

問合わせ

伊佐湧水消防組合消防本部 予防課予防係

電話 0995-22-0119

FAX0995-22-5294